

◎新潟県教育委員会告示第9号

新潟県立学校臨時職員取扱規程（昭和58年6月新潟県教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正し、令和4年10月1日から実施する。

令和4年9月30日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
(健康保険等)		(健康保険等)	
第14条 健康保険、厚生年金等の社会保険については、法令の定めるところにより加入させるものとする。		第14条 健康保険及び厚生年金等の社会保険については、 <u>公立学校共済組合への加入資格を有することから</u> 、法令の定めるところにより加入させるものとする。	
別記 第2号様式 (略) 臨時職員の任用について(内申) (略)		別記 第2号様式 (略) 臨時職員の任用について(内申) (略)	
(略)		(略)	
免許状の種類(取得年月日)		免許状の種類(取得年月日)	<u>(修了確認期限・有効期間満了日)</u> 年 月 日
(略)		(略)	
(略)		(略)	
注1～3 (略)		注1～3 (略)	
		注4 <u>(写)には必ず原本証明を付けること。</u>	